

こうとう くしやうがいしゃけいかく
江東区障害者計画・

こうとう くだい きしやうがいふくしけいかく
江東区第7期障害福祉計画・

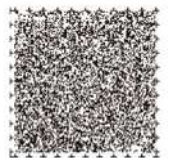
こうとう くだい きしやうがいじふくしけいかく
江東区第3期障害児福祉計画



れいわ ねんがつ
令和6年3月



スポーツと人情が熱いまち
江東区



はじめに



令和3年の夏、東京2020パラリンピック競技大会が開催されました。世界で初めて2度目のパラリンピックを東京で開催することができたことは、障害のある方への理解促進をより一層深める大きなきっかけとなりました。多くの方々が感じたパラスポーツの魅力や障害への理解を、一過性のものでなく、レガシーとして繋いでいかなければなりません。

国は、これまで社会情勢等を踏まえ、障害のある方を支援するための法律や制度の整備、障害者基本計画の推進を行ってきました。令和5年3月に策定された障害者基本計画（第5次）では、基本理念において、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すことが示されており、障害のある方が自らの能力を最大限発揮して自己実現できるように支援するとともに、社会参加を制約する社会的な障壁を除去するために政府が取り組むべき障害者福祉施策の基本的な方向が定められています。

江東区では、平成30年に江東区障害者計画を、令和3年に江東区第6期障害福祉計画・江東区第2期障害児福祉計画をそれぞれ策定し、障害者福祉施策を進めてまいりました。

このたび、各計画の計画期間が満了となることから、「江東区障害者計画・江東区第7期障害福祉計画・江東区第3期障害児福祉計画」を策定いたしました。この計画では、「共生社会の実現」「障害者の自立支援」「安心して暮らせる社会の実現」の3点を基本理念として掲げ、国の動向やこれまでの本区の障害者福祉施策の実施状況、障害のある方を取り巻く現状・課題等を踏まえた施策や事業をお示ししております。障害のある人もない人も、ともに支えあい、自己の意思決定に基づいて、地域で安心して暮らすことのできる共生社会の実現に向け、本計画を推進してまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました江東区障害者計画等推進協議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せいただいた区民並びに関係者の皆様に、心よりお礼申し上げます。

令和6年3月

江東区長
大久保朋果

目 次

第 1 章	計画策定の基本的考え方	1
1	計画策定の趣旨と背景	2
2	計画の位置づけと他計画との関係	3
3	計画の策定体制	5
4	計画の対象	6
第 2 章	本区の障害のある人を取り巻く状況と課題	7
1	統計データからみる状況	8
2	障害者実態調査結果からみる状況	16
第 3 章	計画の基本理念・基本目標	37
1	基本理念	38
2	基本目標	39
3	施策の体系	40
第 4 章	障害者福祉施策の方向と展開【江東区障害者計画】	41
	基本目標 1 とともに支えあう地域社会の構築	42
1	共生の基盤づくりの推進	42
2	相談・コミュニケーション支援の充実	47
	基本目標 2 自立した生活を支える支援の充実	56
1	生活を支えるサービスの充実	56
2	保健・医療の充実	70
	基本目標 3 就労と社会参加の推進	74
1	雇用・就労の促進	74
2	地域における社会参加の充実	77
	基本目標 4 配慮を必要とするこどもとその家族への支援の充実	80
1	ニーズを踏まえた支援の充実	80
2	ライフステージに応じた支援の充実	84
	基本目標 5 安心して暮らすことのできる環境の整備	89
1	安全・安心な生活環境の確保	89
2	やさしいまちづくりの推進	92

第 5 章	目標値とサービス見込み【第 7 期江東区障害福祉計画】	95
1	令和 8 年度の成果目標の設定	96
2	サービス必要量の見込みと確保のための方策	104
3	地域生活支援事業に関する事項	123
第 6 章	目標値とサービス見込み【第 3 期江東区障害児福祉計画】	137
1	令和 8 年度の成果目標の設定	138
2	サービス必要量の見込みと確保のための方策	140
第 7 章	計画の推進に向けて	147
1	障害者福祉に関する行政等の体制の整備	148
2	区と区民・関係団体等との連携の推進	148
3	計画の進行管理と評価	148
資料編		149
1	計画の審議経過	150
2	パブリックコメント及び区民説明会の実施結果	152
3	江東区障害者計画等推進協議会設置要綱	153
4	江東区障害者計画等推進協議会委員名簿	155



第 1 章

計画策定の基本的考え方



1 計画策定の趣旨と背景

我が国の障害者福祉施策においては、障害のある人が自分らしく地域で生活を送ることができるよう、あらゆる取組みが進められてきました。平成23年から平成25年にかけて、障害者基本法の改正や障害者虐待防止法の施行、障害者総合支援法の改正等が行われ、平成26年1月、平成18年に国際連合が採択した障害者権利条約を批准することとなりました。その後も、障害者雇用促進法の改正、発達障害者支援法の改正、障害者文化芸術推進法の施行が行われるなど、障害のある人を支援するための法律や制度の整備が進められてきました。

近年の法改正の動きでは、令和3年6月の障害者差別解消法改正により、事業者による合理的配慮の提供が義務化されました。令和3年9月には医療的ケア児支援法が施行され、地方公共団体は国と連携し自主的かつ主体的に医療的ケア児やその家族に対する支援を行う責務を負うこととなり、令和4年6月には児童福祉法が改正され、児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことが明確化されています。さらに、令和4年12月には、障害者総合支援法が改正され、基幹相談支援センターの設置の努力義務化、地域生活支援拠点等の障害者総合支援法への位置づけと努力義務化等が示されています。また、令和5年4月にはこども基本法の施行やこども家庭庁が創設され、障害児を含めこどもの健やかな成長のための切れ目のない支援や仕事と子育ての両立のための支援等が地方自治体の責務とされることとなりました。

このような背景の中、江東区（以下「本区」という）では、平成30年に江東区障害者計画を、令和3年に江東区第6期障害福祉計画・江東区第2期障害児福祉計画をそれぞれ策定し、障害者福祉施策を総合的かつ計画的に推進してきましたが、このたび、計画期間満了を迎えることから、国の動向や、これまでの本区の障害者福祉施策の実施状況、本区の障害のある人を取り巻く現状・課題等を踏まえ、江東区障害者計画・江東区第7期障害福祉計画・江東区第3期障害児福祉計画を策定することとなりました。

2 計画の位置づけと他計画との関係

(1) 計画の位置づけと期間

本計画は、下表の通り各法律に基づき策定する3つの計画から構成されます。

●● 各計画の位置づけ ●●

計画名	項目	内容
江東区 障害者計画	根拠法令	障害者基本法第11条第3項
	策定内容	障害者施策全般の基本的な方向性を定める
江東区 第7期障害福祉計画	根拠法令	障害者総合支援法第88条第1項
	策定内容	障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の見込み量、見込み量確保のための方策を定める
江東区 第3期障害児福祉計画	根拠法令	児童福祉法第33条の20第1項
	策定内容	障害児通所支援及び障害児相談支援の見込み量、見込み量確保のための方策を定める

江東区障害者計画の計画期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間です。また、江東区第7期障害福祉計画、江東区第3期障害児福祉計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間です。

いずれの計画も計画期間中において社会情勢の変化や国の方針変更等により、修正の必要が生じた場合は見直しを行います。

●● 各計画の期間 ●●

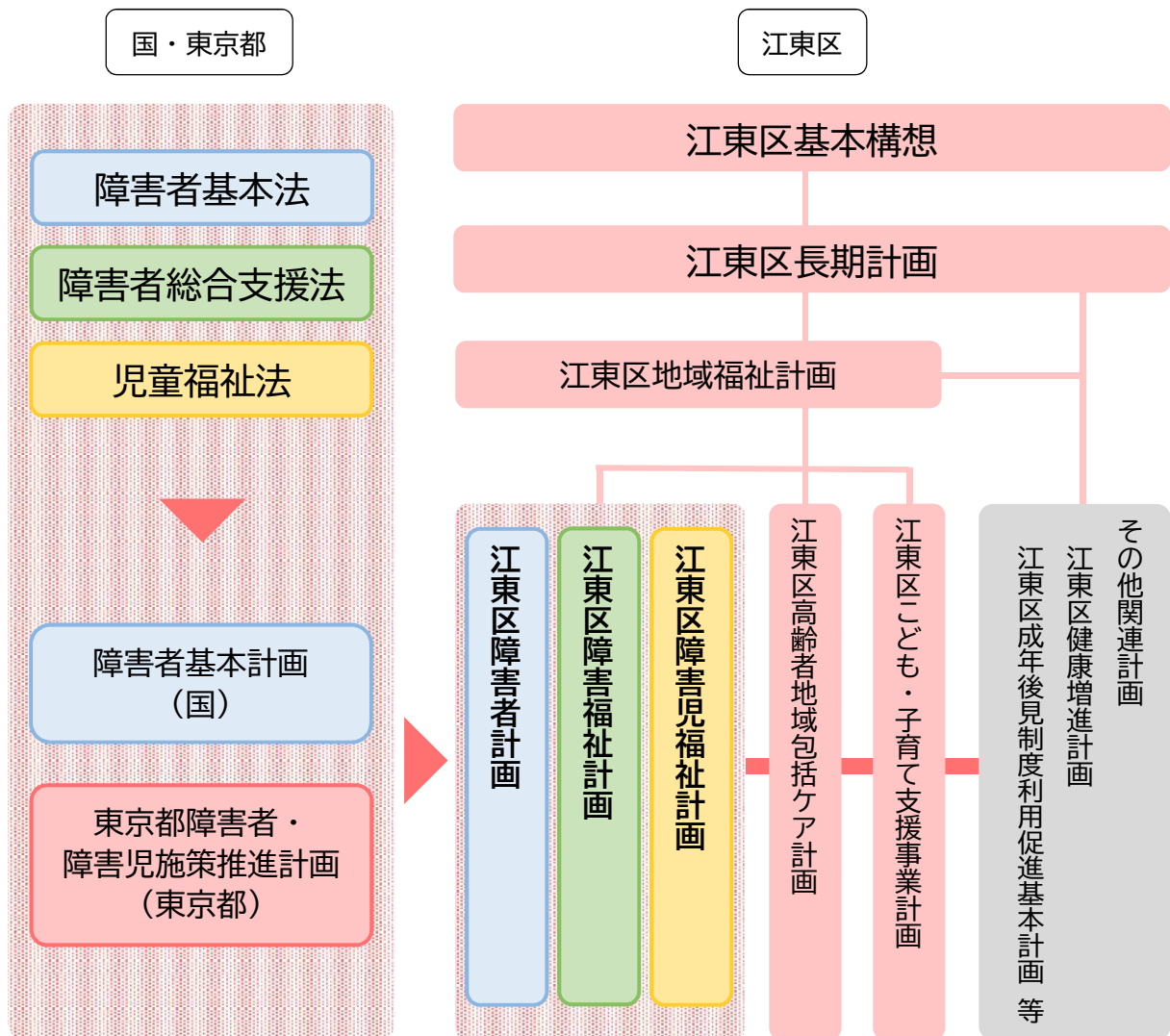
計画名	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
障害者計画	前回計画			今回計画					
障害福祉計画	第6期計画			第7期計画			第8期計画		
障害児福祉計画	第2期計画			第3期計画			第4期計画		

(2) 他計画との関係

本計画は、国の障害者福祉施策に係る法律や計画を踏まえて策定するとともに、東京都の「東京都障害者・障害児施策推進計画」との整合性を図ります。

また、本区の最上位計画である「江東区基本構想」「江東区長期計画」の部門別計画とし、上位計画である「江東区地域福祉計画」をはじめ、「江東区高齢者地域包括ケア計画」「江東区こども・子育て支援事業計画」「江東区成年後見制度利用促進基本計画」「江東区健康増進計画」等との整合性を図ります。

●● 他計画との関係 ●●



3 計画の策定体制

(1) 江東区障害者計画等推進協議会の開催

江東区障害者計画等推進協議会は、江東区障害者計画・江東区障害福祉計画・江東区障害児福祉計画の推進を行っています。

学識経験者や医療、教育又は福祉等に従事する専門家、障害者団体が推薦する者、事業者及び地域代表、公募区民等により組織され、江東区障害者計画・江東区第7期障害福祉計画・江東区第3期障害児福祉計画案について検討し、提言を行います。

(2) 庁内計画推進委員会・幹事会の開催

庁内計画推進委員会・幹事会は、江東区障害者計画・江東区障害福祉計画・江東区障害児福祉計画の推進を行っています。

庁内関係部課長により組織され、江東区障害者計画・江東区第7期障害福祉計画・江東区第3期障害児福祉計画案について検討します。

(3) 江東区地域自立支援協議会の開催

江東区地域自立支援協議会は、障害者総合支援法に基づき設置された協議会であり、地域で生活する障害者を支えるネットワークを構築し、障害の有無に関わらず、誰もが安心して暮らせる地域づくりの推進を行っています。

学識経験者や保健医療関係者、就労支援関係者、権利擁護関係者、教育関係者、障害者団体等の代表者、相談支援事業者、サービス事業者等により組織され、江東区障害者計画・江東区第7期障害福祉計画・江東区第3期障害児福祉計画案について検討し、提言を行います。

(4) 令和4年度江東区地域生活に関する調査の実施

江東区障害者計画・江東区第7期障害福祉計画・江東区第3期障害児福祉計画の基礎資料とするとともに、今後の施策のあり方を検討するため、令和4年度江東区地域生活に関する調査（江東区障害者実態調査）を実施しました。

(5) 団体説明会の開催

関係団体等に対し、江東区障害者計画・江東区第7期障害福祉計画・江東区第3期障害児福祉計画骨子案の説明を行います。骨子案の周知を図るとともに、関係団体等の意見を把握し、計画案に反映することを目的として実施します。

(6) パブリックコメント・区民説明会の実施

区民に対し、江東区障害者計画・江東区第7期障害福祉計画・江東区第3期障害児福祉計画素案の公表と意見の募集を行います。行政運営の透明性の向上を図り、区民との協働による施策の推進を図ることを目的として実施します。

4 計画の対象

障害者基本法第2条では、「障害者」の定義として、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と定義しています。平成25年度から障害者総合支援法第4条において、上記の定義に難病等が加わりました。

また、児童福祉法第4条では、「障害児」の定義として、「身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害児を含む。）又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者総合支援法で定めるものによる障害の程度が同項の主務大臣が定める程度である児童」と定義しています。

本計画は、障害者基本法第2条、障害者総合支援法第4条及び児童福祉法第4条で定める人を対象とし、「障害のある人」と定めます。